

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今月から、紙面の構成を変えてみました！より親しみやすい紙面づくりを心掛けていきま～す。今月の相談は「有給休暇」です。最近、「働き方改革」って言葉をよく聞きますが、相談者は初めて「有給休暇」を取得しようとしているようですが・・・。

Q 私は、平成27年10月に従業員3人の小さな会社に就職しました。これまで仕事を休んだことはなかったのですが、今回、家庭の事情で平日に休みを取りたいと思っています。有給休暇を取ることができればよいのですが、会社からもらった雇用契約書に有給休暇の記載はなく、そもそも就業規則もありません。有給休暇を取ることができるのでしょうか。

A 2年以上にわたって休んだことがないとのことですので、雇用契約書に記載がなかったとしても、法律の規定によって有給休暇を取得することができますと思います。
ただし、会社の都合により、希望する日に有給休暇を取得することはできません。

<解説>

1 有給休暇とは

労働基準法（以下「労基法」といいます。）の年次有給休暇制度は、労働者の健康で文化的な生活の実現に資するために、労働者に対し、休日のほかに毎年一定日数の休暇を有給で保障する制度です。雇用契約書に有給休暇の定めがなく、また就業規則が作られていなくても、労基法の規定により、労働者は有給休暇を取得することができます。

有給休暇を
表にすると、
こんな感じ！

2 有給休暇の成立と有給日数

会社は、雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、かつ、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10日間の有給休暇を与えなければなりません。また、1年半以上継続勤務し、かつ、前年度1年間に全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、当該年度には1日、3年半以降は2日加算した有給休暇が付与されます。そして、この加算は有給休暇が20日（6年半継続勤務後）になるまで認められます。

有給休暇の
法定付与日数

勤続年数	有給
6か月	10日
1年6か月	11日
2年6か月	12日
3年6か月	14日
4年6か月	16日
5年6か月	18日
6年6か月	20日

3 有給休暇の請求手続

有給休暇を取得するには、労働者が「〇月〇日から〇月〇日まで有給休暇をとりたい。」と時期を特定して会社に請求する必要があります。

【裏面に続く】

4 会社による有給休暇の時期の変更

これに対し、会社は、事業の正常な運営を妨げる場合には、別の時期を指定することができます。

ただし、「事業の正常な運営を妨げる場合」といえるためには、①有給休暇日における労働者の労働が事業運営にとって不可欠であること、②代替要員の確保が困難であることの2点が必要とされています。具体的には、業務の繁忙期や同一期間に多数の労働者の休暇指定が競合したという場合など諸般の事情を総合的に判断することになります。

5 結論

以上から、労働者が請求したにも関わらず有給休暇を与えない会社の行為は違法となります。このことは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則規定があることから明らかです。このような点を説明して理解を求めましょう。

このような労働問題も司法書士が相談に応じることができますので、お気軽にご相談ください。

人手不足を理由にするには、会社もしっかりと配慮する必要があるんだね。



労働者が有給休暇を取れる環境づくりをすることは、会社にとっても大事なんだね。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○相続した不動産の名義を変更したい | ○敷金・賃料トラブルで困ってる |
| ○借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない | ○相続問題はもうしたらいいのかわからない |
| ○親族が認知症で困っている | ○お金のトラブルで困っている |
| ○新しく会社を設立したい | ・・・など |

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は 不要 です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が 必要 です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …（月）～（金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。